

～春日井市都市緑化推進事業補助金～

民有地での緑化活動に助成！

春日井市を緑あふれる魅力的なものにするため、市内で市民や民間事業者等が行う緑化活動を応援します。

1 実施内容等

(1) 対象となる事業と経費

民有地の建物や敷地における、屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置及び民有樹林地活用型の各事業で、植栽、植栽基盤、かん水施設や表示板設置に必要な費用が対象です。
ただし個体の生育期間が2年を見込めないものは除きます。

(2) 必要な要件

- ① 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化は、緑化面積が50㎡以上の緑化工事
- ② 生垣設置は、延長15m以上の緑化工事
- ③ 関係法令に基づく緑化事業の場合、定められた緑化率に2%を加えた割合を上回っていること
- ④ 民有樹林地活用型は、樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし50㎡以上（既存民有樹林地は200㎡以上）の緑化工事
- ⑤ 次の表に記載する要件のいずれかを満たすこと（生垣設置は2つとも満たすこと）

事業区分	要件
屋上緑化・壁面緑化 空地緑化・駐車場緑化	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。 ・中、高木の面積が、緑化面積の25%以上を占めていること。
生垣設置	・生垣延長のうち、公道等に接する長さ（接道延長）の割合が50%以上あること。 ・1m当たり2本以上植えられており、地面から0.9mの高さがあること。

(3) 補助金額

対象経費の2分の1以内（上限500万円）で、次の要件の範囲内です。

屋上及び壁面緑化	: 緑化面積 (㎡) × 3万円	空地緑化	: 緑化面積 (㎡) × 1.5万円
駐車場緑化	: 緑化面積 (㎡) × 2万円	生垣設置	: 生垣の延長 (m) × 5千円

※算定した補助金額が10万円未満（生垣設置は3万円未満）の場合は、補助金を交付しません。

2 申請期間及び申請場所

※申請前に必ず公園緑地課にご相談ください。

期 間 当該年度の4月1日から12月28日まで
(4月1日が休日の場合は翌開庁日から、12月28日が休日の場合は直前の開庁日まで)
8:30～17:15（土日祝日を除く）

場 所 公園緑地課（市役所7階）

※予算に達した時点で終了します。

※問い合わせ 公園緑地課 Tel 0568-85-6283、 Fax 0568-83-2960

e-mail : koen@city.kasugai.lg.jp